

此の小屋の造り様全く既に異ならず。是公の深圖ありての事なり。と云へり。平次按ずるに、非人の名目其の義をなさずといへども、吾が邦國の俗言に、貧人・乞食の徒を非人と稱し、其の徒を裁許する者をば非人頭と呼べり。谷川土滑の和訓葉にも、俗に乞食をひにんといふは、貧人の義なり。非人の義にあらず。貧窮の家をひがふるといふも、飢火の義といへど貧の音なるべし。梵書に如人行惡。名曰非人と見ゆとあり。されば寛文中右の救小屋を草創以來非人小屋と稱しけるも、貧人・乞食をそのかみより非人と呼び來れる故に、非人小屋とは呼ばしめられたるならんか。但し非人の稱は、續日本紀に、罪人橋邊勢除本姓賜非人姓流於伊豆國。また勅賜非人逸勢男龍劍・實山等本姓聽入京。など見られたれば、いと上代よりの稱なるべし。又乞食救小屋といふ事は、三代實錄に、左京職官。天長年中於八條二坊。造立七間板屋一字。以爲乞人所居。云々。とあり。天長は淳和天皇の御世なり。是貧人救小屋の起原ならんか。吾が舊藩の非人小屋は五世參議從三位綱紀卿寛文十年の創立也。夫れより歴世加能越三州の貧民をば、此の救小

屋へ入れられ、男女長幼となく衣食を賜うて養育せられ、遂に舊の産業に有付かせ給ふ。中にも天明・天保の飢饉の時は、人員殊に夥敷に依りて、救小屋も夥敷増築ありたり。おもふに、寛文の創立より明治廢藩の際まで凡二百餘年間の入費實に洞察すべし。然るに廢藩後貧人共をば悉く出し、生地の本籍へ送り返され、笠舞の小屋は悉く破却して、今は其の遺蹟もなく、田畠とはなしたり。

○非人小屋來歴

三州志來因概覽附錄に云ふ。寛文九年三月、鰥寡孤獨の病人・飢人等に衣食を興へ、此の小舎を作りて入れさせられ、明年庚戌六月より主附算用場奉行岡嶋五兵衛・津田宇右衛門、町奉行里見七左衛門・岡田十右衛門、與力國府孫右衛門・外川七郎兵衛・白井彌右衛門・杉江傳兵衛、町醫師加藤玄益・藤田見菴・藤田玄仙・白井宗廣を命ぜられ、貧人一日の食男三合・女二合、着衣年中二度賜へり。一説に、寛文十年泉野に於て乞食に施粥等有りて、笠舞村に小屋を造り、六月廿二日より乞食を養ふ。之を非人小屋と呼べり。其の後其の男女を配偶して百姓となし、農具・作食等を給し、野

端山麓を開墾し、新邑を建つ。之を長坂村と號すといへりと。平次按ずるに、自他群書に、寛文十年御領國飢人御助の爲め、非人小屋を建てられ、六月廿二日に出來移徙也とて、主附役人の姓名を記載し、菅家見聞集にも同様に見わたり。國事昌披問答には、小立野非人小屋は、寛文九年三箇國無緣病者・非人・飢人等爲御救、此小屋へ被入置。奉行人相極め、一日に男三合女二合宛、鹽・味噌・薪・迄被下、年毎に古衣類被下、醫師・針立・外科被附置也。是は此の年日本一統餓饉より事起る歟。と載せたり。皆是後人の僅に傳説等に據りて記載せし故に、事實と齟齬す。殊に此の小屋は笠舞の村地にて、小立野に非ず。抑、此の救小屋の濫觴を考ふるに、改作所舊記に載せたる寛文九年九月算用場より十村役の者共への達書に、乞食多に付爲御救、來る十二月より十九日まで、才川口は玉泉寺、淺野川口は本願寺末寺に於て、粥施行被仰付。とありて、加越能の諸郡村々の乞食共を取調べ、十村役の者共より届出させたるよし見ゆ、翌十年の條に、今年六月非人小屋建つとありて、同年八月十村役の者共への達書に、頭振若し及飢者は、笠舞

御小屋に罷越、御救を請候様に可申付、萬一御小屋に難罷越躰之者は、其十村見届吟味致し、先づ飢不申様に仕置、早速委細及案内、御米借請可申云々。とあり。又袖裏雜記に載せたる算用場奉行金澤町奉行連名の覺書は左の如し。

覺

一、寛文十年庚戌六月十五日迄、野田於御施行處非人共飯米被相渡、同十六日より四人之與力、非人共人數帳面請取、同日御施行所非人共集相改、笠舞小屋出來不仕内は五日切飯米相渡、小屋出來次第追々入候様被仰出、同六月廿二日より追々相改入、同年七月十六日人數改帳面記上之申候。人高千七百五拾三人に而御座候。飯米之儀は町方搦屋人より請取、同年七月十四日朝迄釜所に而粥を爲煮、給させ申候處、飯給させ候様被仰出、同日夕食より飯に而爲給申候。

一、同年十月七日小屋一圈切圍爐裏を切、朝夕之食爲焚候様被仰出、爲焚申候。

一、同年八月何茂非人共々木綿袴袴つ宛被下。九月右之袴に而寒過難儀可仕候間袴着着仕候ものには、右之外綿入古